

2016年2月5日

森脇ひさき

日本共産党の森脇ひさきです。さっそくですが質問に入ります。

昨年6月に実施された県民満足度等調査において、重要度がもっとも高かったのは「良質な保健・医療・福祉サービスが受けられる地域になっている」、2番目は「安心して子どもを生み、育てられる環境が整った地域になっている」ということでした。

私ども日本共産党が岡山市を中心におこない、2,500人から回答をいただいた一昨年6月のアンケートでも、「県政・市政に望むこと」との問いに対して、「介護保険料・利用料の負担軽減」「国民健康保険料の引き下げ」「医療費の自己負担軽減」をあげる方が圧倒的多数でした。このような住民のみなさんの声に知事はどう応えていくおつもりなのか、まずうかがいます。

日本共産党のアンケートで、「子育て支援として望むこと」との問いに対して、もっとも多かったのは「子どもの医療費助成」でしたので、何度もとりあげていますが、子育て家庭へのさらなる支援という立場から今日も質問させていただきます。

まず、県の小児医療費公費負担制度について、これだけ子育て支援が強調されていても、対象年齢の拡大は考えられませんか。仮に年齢拡大が難しいと言うのであれば、せめて、県が設定している自己負担を軽減するとか、市町村への補助率を少しでも引き上げるなどはできませんか。市町村に対する県の補助が増えれば、市町村制度をさらに拡充してもらおうきっかけにもなると思いますが、いかがでしょうか。

次に、障害のある子どもの医療費について、せめて高校生年齢、できれば20歳までは世帯の収入によらず無料の制度にすることについてうかがいます。かつて無料だった心身障害者医療費公費負担制度に原則1割の自己負担が導入されたことによって、障害のある方々に厳しい負担をもたらすことになりました。障害のある子どもを持つ家庭の負担を少しでも軽減するために、この点だけでも早急に改善をお願いするものですが、いかがでしょうか。以上、知事におうかがいします

次に、障害者差別解消法の施行に関するとりくみについてうかがいます。

障害者差別解消法は、障害を理由とした差別の解消の推進に関して、国および地方公共団体の責務、社会的障壁を除去するための環境の整備、政府、行政機関等および事業者における障害を理由とする差別解消のための措置などを規定しました。これは、障害のある人々や関係者が長年求めてきたものであり、すべての人々を尊重し認め合う社会を実現するための重要な一步と言えます。

県ではすでに障害者差別解消支援地域協議会が設置され、職員対応要領の策定作業もはじまっており、環境整備と啓発のための予算要求もされています。迅速な対応には敬意を表します。同時にこの法律は、保健・福祉の分野はもちろんですが、教育、公共交通、医療、就労、公契約さらには郵便や警察、刑事手続きなど広範な行政分野を対象とするものです。また日々の県民生活や事業者の活動にも深い関わりが生じます。まさに全庁挙げたとりくみが求められます。啓発から、当事者

や県民、事業者からの相談対応、苦情処理、寄せられた意見を県の施策に反映させ、着実に実効することなど、県の本気度が問われることになると思います。体制および予算について、さらなる充実が必要ではないでしょうか。知事にうかがいます。

次に、教育施策についてですが、県民満足度等調査の重要度では、「青少年が健全に育つ環境が整った地域になっている」が4番目に高く、「子どもの学力を伸ばす学習環境が整った地域になっている」は5番目でした。

まず、教育分野の重点事業のひとつとして要求されている学級崩壊等早期対策についてです。学校の荒れや学級崩壊について、早期対策を講じることは言うまでもありません。しかし、なぜ警察OBの配置なのか疑問です。教員の増員と先生方が児童生徒の問題行動にきちんと対応できる力をつけることこそ必要ではないでしょうか。教育長のご見解をうかがいます。

次に、特別支援学級の学級編制についてうかがいます。この件は先の11月議会で須増議員が質問いたしましたが、今日もあらためておうかがいします。

11月議会では、「小中学校の特別支援学級において、3以上の学年をみている複式学級が多くみられ、通常学級では考えられない編制となっています。ただちに改善が必要ではないでしょうか」という須増議員の質問に対し、教育長は「小中学校の特別支援学級の学級編制は、標準法等により、8人を上限に複数学年の児童生徒を一つの学級とすることとなっております」と答弁されました。

ところが、文部科学省による「特別支援学級および特別支援学校における「標準学級」の考え方について」という文書では、複式編制の留意点として、「同学年の児童生徒で編制することが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制」、「政令で定める上限人数は学年の児童生徒数。全学年の児童生徒数を8人で除すとは考えない」などの考えが示されています。県教委が算定している教員定数は、これら留意点を考慮したものになっているのでしょうか。また、昨年度岡山県の小学校では、1つの学級に4学年以上の児童がいる支援学級が200学級(支援学級数全体の27%)もありましたが、学級編制においても文科省の留意点を踏まえていれば、このような学級というのはほぼありえないと思いますがいかがでしょうか。文科省の留意点をふまえてもお1つの学級に4学年以上の児童がいる支援学級ができるのであれば、国に加配を求めるなど正規教員の増員によって学級を増やすことで対応するべきではないでしょうか。あわせて教育長にうかがいます。

次に、産業振興についてうかがいます。

県民満足度等調査の重要度では、「雇用が確保され、適正と能力に応じていきいきと働くことができる地域になっている」が7番目、「企業の立地や設備投資が進み、経済に活気がある地域になっている」が8番目でした。知事は、「教育県岡山の復活」とともに産業振興にも力を入れてこられたわけですが、県民の満足度ではそれぞれ16番目、15番目と、設問の中では下位のレベルでした。この原因について、知事はどう考えておられますか。

私は、知事がめざす施策と県民のみなさんが求める施策にミスマッチが生じているのではないかと考えています。この機会に、市町村や商工団体とも連携し、すべての中小企業・小規模事業者の実態調査をおこない、県民の暮らし向上と県経済の発展のために真に必要な施策づくりをおこなう

とともに、地域再生のために、生かせる資源の発掘などもおこなってはどうか。あわせて知事におうかがいします。

次に、中小企業・小規模事業者に対する振興策についてうかがいます。中小企業や小規模事業者の多くは依然として厳しい経営環境におかれています。この原因について知事はどう考えておられますか。おうかがいします。

私は、長引く消費の低迷こそが中小企業等を苦しめている最大の原因だと思っています。消費を増やすためには、中小企業の利益を増やし、県民の所得を増やす対策こそ必要だと思います。そのために、1つは、下請け代金が適正な金額かどうか調査し、元請会社の収益に応じて下請代金の引き上げを要請する仕組みをつくること、2つめは、公契約において、その仕事に関わるすべての労働者に適正な賃金を保障する仕組みをつくる、3つめは、県が雇用する、たとえば各種相談センターの相談員、非正規で雇用されている若い職員たちの賃金引上げなど、県としても可能な賃金引上げ対策にとりくむ必要があると思いますがいかがでしょうか。それぞれについて知事のご所見を伺います。

県として、とくに小規模事業者に仕事が増える仕組みを作ることが必要です。私どもはこれまでも、住宅や商店のリフォーム補助制度をつくってはどうかと提案してきました。リフォームには、大工、左官だけではなく、畳、内装、屋根・瓦、板金、塗装、水道や下水の配管、電気やガスの設備等々いろんな業種の方々が関わります。地域の業者は地域で消費もするのですから、波及効果も抜群です。空き家対策やI J Uターンなどの施策とコラボレーションすれば相乗効果も期待できると思います。あらためて制度創設を提案しますが、知事いかがでしょうか。

設備投資や新たな製品開発を促進するため、小規模事業者にも利用しやすく工夫したものづくりのための補助金や、新たな事業展開だけではなく事業持続化のための補助金も必要だと思いますがいかがでしょうか。

また、「小口零細企業保証」など100%保証の制度を充実することによって小規模事業者の資金繰りを支援することも必要だと思います。あわせて知事におうかがいし、1回目の質問を終わります。

(知事答弁)

日本共産党の森協議員の質問にお答えいたします。

まず、医療・福祉についてのご質問であります。

保険料等の負担軽減についてであります。介護保険や国民健康保険などの医療保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保険制度であり、国において、持続可能性を考慮した制度設計がなされているところであります。

県としては、市町村や関係団体と連携し、ケアプランの点検などによる介護給付費の適正化や、後発医薬品の普及促進などによる医療費の適正化、生活習慣病予防などの健康づくり対策を推進し、被保険者の負担軽減を図ってまいりたいと存じます。

次に、子どもの医療費助成のうち、対象年齢の拡大等についてであります。小児医療費公費負担制

度の対象年齢拡大や制度の拡充などについては、これを望む声があることも承知しておりますが、現下の財政状況や県事業における優先度、厳しい現状にある小児医療提供体制への影響などを総合的に勘案する必要があり、慎重に検討すべき課題であると認識しております。

次に、障害のある子どもの医療費についてであります。心身障害者医療費公費負担制度については、給付と負担の公平化を図り、持続可能な制度となるよう、平成18年度に見直しを行ったところであります。

見直しにあたっては、自己負担を原則1割とした上で、所得の低い方に対しては、さらに負担の上限額を設定しているところであり、お話の無料の制度にすることについては、新たな財政負担も伴うことから、現下の財政状況の下では慎重に検討すべき課題であると考えております。

次に、障害者差別解消のための体制等の充実についてであります。知事部局、教育委員会及び警察本部において、職員対応要領の策定を進めるとともに、障害のある方や学識経験者、労働局、弁護士会などで組織する県障害者差別解消支援地域協議会を設置し、様々な意見を施策に反映できる体制を整備したところであります。

また、新規事業として、障害者差別解消に向けたシンポジウムの開催や、専門家による相談窓口の設置などを行うとともに、民間事業者に対しても、関係機関と連携し、国が定める対応指針の周知を図るなど、障害者差別解消法の円滑で適正な施行に努めてまいりたいと存じます。

(教育長答弁)

まず、学級崩壊等への早期対策についてであります。児童生徒への指導は、教員が責任を持って当たるべきものであり、その力量向上に努めることは、重要であると考えております。

しかし、問題行動の要因が複雑化する中、学校だけでは対応に苦慮するケースも増えており、単に教員を増員するよりも、問題の背景に踏み込むためには、教員OBや警察OB、福祉等の専門家の協力も得て、機動的な対応を行うことで、学級崩壊等の早期解決を図ってまいりたいと考えております。

次に、特別支援学級の学級編制についてであります。県教委では、標準法や国の留意点に基づき定数を確保し、県の基準に基づき配当しておりますが、例えば全学年で8人を超えない場合には1学級で編制するという原則があるため、1学級に4学年以上の児童がいる支援学級ができる場合もあります。

こうした学校に対しては、一律に学級を増やすのではなく、障害の程度などに応じて、教員等を加配し、少人数で指導できるようにしております。

以上でございます。

(知事答弁)

次に、産業振興についてのご質問であります。

県民満足度等調査の結果等についてであります。これまでの産業振興の取組により、企業誘致を始め、多くの成果が得られたと認識しておりますが、満足度が低いのは、PR不足に加え、取組・成果から県民が実感するまでに時間を要すること、また、県民の期待が高いことの現れでもあると考えております。

また、県内約6万社の中小企業を全て調査するとともに、クラウドファンディング事業等により地域資源の発掘に努めてまいりたいと存じます。

次に、中小企業等に対する振興策等のうち厳しい経営環境の原因についてであります。県内景気は緩やかな回復を続けており、雇用・所得環境は着実に改善していると認識しております。しかし、中小企業・小規模事業者においては、国内消費の伸び悩みに加え、円安による原材料価格の上昇や景気の回復に伴う人手不足などにより、引き続き厳しい経営環境にあると考えております。

次に、下請代金の調査等についてであります。下請事業者の利益の保護と取引の適正化については、下請代金支払遅延等防止法に基づき、国が、検査、勧告等の権限も行使しながら規制を行っているところであります。

県としては、お話の下請代金の調査とその引上げ要請の仕組みづくりは考えておりませんが、引き続き国と連携して法の啓発・周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公契約における適正賃金の保障についてであります。賃金は、公契約の下における労働であるか否かにかかわらず、最低賃金法等の関係法令に反しない限りにおいて、労使間で自主的に決定することが原則とされております。

適正な賃金を保障する仕組みをつくることについては、こうした原則を踏まえるとともに、国における公契約に係る議論の動向等も注視しながら検討する必要があると考えております。

次に、県が雇用する非正規職員についてであります。各種相談員等の非常勤職員や、臨時的任用職員の給与につきましては、職務の内容と責任に応じて決定すべきものであり、それぞれの業務の実態や一般職員の給与・の改定動向等を踏まえ、適切に措置しているところでございます。

次に、住宅等リフォーム補助制度についてであります。県では、一定の行政目的にかなうものについて支援しており、中山間地域等への移住者向けに、空き家の改修助成を行う市町村への補助などを行っているところであります。

お話の住宅及び商店のリフォーム全般への補助制度創設は考えておりませんが、既存のリフォーム補助制度について、広く周知を図ってまいりたいと存じます。

また、国では、来年度、中古住宅に係る長期優良住宅認定制度を創設する予定であり、制度が創設されれば、県としても認定を推進することにより、優良な住宅へのリフォームを促してまいりたいと考えております。

次に、小規模事業者が利用しやすい補助制度等についてであります。ものづくりや事業持続化に対する支援については、国の補助制度があることから、商工会や商工会議所等の支援機関と連携し、その有効活用を努めてまいりたいと存じます。

また、100%保証制度は国の制度は国の制度であり、経営基盤の弱い小規模事業者の資金調達に有効であることから、制度の維持拡充について、国の動向を見守ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

(森協議員)

ありがとうございました。最初に知事にいくつか質問させていただきたいと思います。

一つ目は、子どもの医療費公費負担制度についてです。先日、障害のある子どもさんを抱えたお母さんのお話を聞く機会がありました。紹介させていただきたいと思います。

2人のお子さんに発達障害があるという子どもをお持ちのお母さんです。下のお子さんは作業療法だとか言語療法またカウンセリングを月1回ずつ通っておられる。また上のお子さんは発達障害の影響で動きが激しく膝の疾病を発症してしまって、月1回の通院をされている。さらに、お二人ともアトピーがあって、かきむしったりすることによって皮膚科の薬も欠かせないという状況におかれています。中学校卒業まで通院も無料にしてほしいと、痛切に語っておられます。

また別の方は、染色体の損傷による先天性の疾患のために発達障害がある中学生のお子さんをお持ちのお母さんです。小児科、眼科、歯科に対して定期的に通院しておられるということでした。また、検査を受けるということもあって、料金は高くなるということでした。この方は小学校の時には無料の制度がありますので助かっていたんだけど、中学生になって極端に負担が増えたということで、何とかしてほしいというお話でありました。

このような子どもたちが安心して治療を続けることができるようにするというのも県の大事な仕事だと思うんですね。県財政の事情だとかわからないではないですけども、住民の皆さんの負担はどう考えるんですか。県の役割として、住民の皆さんが、知事が言われるいきいきと暮らせる岡山をつくろうと思えば、こういう制度もきちんと整えていくということが大事だと思いますけれども、その点もう一度知事の認識をお伺いしたいと思います。

(知事答弁)

子どもの医療費助成の内、対象年齢の拡大、範囲の拡大等についてであります。そういった個別の事案でいろいろ考えることがあるわけですが、現下の財政状況や現事情における優先度、厳しい現状にある小児医療提供体制の影響など総合的に勘案する必要があり、今後も慎重に検討すべき課題であると認識しております。以上でございます。

(森協議員)

県民のまさに命に関わる問題だと思うんですね。そういう問題ですので、優先度は私はもっと高める必要があると思っております。その点、どうでもいいということなんですか。その点もう一度お伺いします。

(知事答弁)

医療の問題は、国民の生活制度の大変大事なことでありまして、国の制度で医療費が高額になった場合にはその上限を設定するなど、いろいろ配慮がなされていると理解をいたしております。そういった国の制度も勘案しながら、我々も考えていきたいと考えております。以上でございます。

(森協議員)

障害のある子どもさんというのはいろんな福祉面の支援も受け（負担が大きくなっ）ておられるんですね。学校に通う、あるいはお医者に通う、そういう面でもいろいろと家庭の負担も大きなものになってまいります。そういう全般の負担の軽減の一助となるのが障害のある人たちの医療費補助制度だったと思うんですね。これを1割負担にしたという県の責任、これは県の責任において解決すべき問題だと

思いますので、せめて障害のある方達だけでも何らかの改善をですね、早急をお願いしたいということ強く求めておきたいと思います。これは要望です。

引き続き知事をお願いいたします。

2つ目の障害者差別解消法の取り組みについて質問をいたします。

多くの県民の皆さんや事業者の皆さんにとって、どういう問題が差別に当たるのかというのがなかなかわからないところからの出発だと思うんですね。良かれと思ってしたことが相手の側から見れば差別に当たることであったというようなこともあるかと思います。

調べてみますと、千葉県や沖縄県、またさいたま市などでは障害のある方々を含めた県民のみなさんから寄せられた声を元にして、差別の事例集というのを作っておられます。千葉県のホームページに紹介されていますけれども、800近い事例が分野ごとにまとめられています。この声に基づいてソフト、ハード両面での施策を継続的に進めていくということがこれから問われていくと思うんですね。この取り組みを県として本腰を入れて、まさに本気になってやってるなということになれば、県民のみなさんの差別への取り組みというのも、一気にPRできるというふうに思うんですね。そういう県に倣った取り組みを岡山でもしてはどうかと思うんですけども、この点について知事の認識も含めてお伺いできたらと思います。

(知事答弁)

障害者差別解消のための体制充実、他の県も参考にしての施策の充実ということではありますが、障害のある方や学識経験者、労働上、弁護士会などで組織する、県障害者差別解消支援地域協議会を設置し、そこで様々な意見をいただいて施策に反映できる体制を整備したというところでございます。メンバーには大変立派な方も大変多くいらっしゃるということでもありますので、その方々の意見も参考にしながらしっかりと頑張っていきたいと思います。以上でございます。

(森協議員)

ありがとうございました。是非施策の内容を充実させていく方向で、予算措置も十分行っていただいて、今後出てくる課題に適切に対応していただきますようお願いしたいと思います。県民のみなさんに間違ったメッセージを発信してしまいますと、取り返しのつかないことになり、障害のある人たちをさらに不幸に陥れてしまうと思いますので、思い切った取り組みを是非重ねてお願いしておきたいと思っています。

続いて産業施策について知事にお伺いしたいと思います。

県民満足度調査の重要度では非常に上位にきてるんですけども、満足度ではまだということで、PR不足だとか、波及していくのに時間がかかるという認識だということでしたけれども、併せていろんな関係団体とも連携しながら実態をつかんでいくというご答弁をいただきました。残念ながら、いろんな関係団体の中に入っておられない事業者の方々も、特に小規模になりますと多いと思うんですね。そういう人たちの思いというのはどういう形で掌握しようと考えていらっしゃるのでしょうか。この点も伺いたいとおもいます。

(知事答弁)

先程申し上げましたように、県内 6 万社の中小企業全て意見をお伺いするという事は事実上困難ではありますが、それぞれの地域の商工会の皆さんとか小規模事業者の皆さんの勉強会等には、県職員、年に数回私も出向きましていろいろお話を伺っているところでございます。そういった方々がやる気を持ってしっかりいい仕事するという事は大変重要でありますので、これまでも頑張ってきたつもりでありますけれども、もし足りないところがあればしっかり頑張っていきたいと思っております。

(森脇議員)

グラフを作ってきました。お手元の方の 2 枚目のグラフですけれども、これはつい先日ですね、県民所得調査が発表されました。その資料をさっそく使わせていただきました。21 年から県民所得というのが徐々に全体上がっています。これはいいことだと思います。いろんな取り組みの成果だと思っています。しかしですね、多くのところは企業による部分が大きくて、雇用者報酬という点ではほぼ横ばいという状況なんですね。さらに、企業の内訳を調べてみたのが、お配りしている下の方ですけれども、個人企業者の所得というのはあんまり増えていないと。法人企業は増えているんですけどもね。(個人所得は増えていない) だから、個人の所得にどう回していくかというのが非常に大事な施策の一つとして重視していただきたいと、私思っています。

そういう点で、今日は特に相談員の方の給与の引き上げ、知事の先程の答弁では、職務の内容と責任に応じてということをおっしゃいましたけれども、相談員に携わる人というのは非常に大事な役割を担ってくださっています。また長年の経験を積んで、スキルもアップしながら一生懸命取り組んでいらっしゃいます。ところが、この方の給料というのは一旦採用されると県のベースアップ以外に、除々に上がるという仕組み、昇給の仕組みというのがないわけなんですね。この点は改善するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(知事答弁)

職員の給与改定をするべきではないかということにつきまして、これは担当部長から答弁させます。

(総務部長答弁)

お答えいたします。非常勤職員についても一般職員と同様に採用後の経験とかに応じて給与等の待遇が改善されるべきというご質問に対してお答えいたします。

非常勤職員につきましては、業務に応じた専門的知識を有する方を任命し、その知識、能力を発揮してもらい、採用後のステップアップを前提とした一般職員の採用とは異なるものでございます。従いまして、任用後の経験の蓄積等によります報酬の増額は予定していないところでございますが、今後、国におきまして非常勤職員の待遇に係る調査、検討が行われるとの情報もございます。こうした動向についてしっかりと注視してまいりたいと存じます。以上でございます。

(森脇議員)

給料の引き上げについて、一例、相談員についてだけ再質問させていただきましたけれども、(質問では) 3 つ例をのべましたが、それ以外にもたくさんあると思います。いろんな支援も県としてやってほしいし、監視もしてほしい。さらに、住宅や商店のリフォーム補助制度のような中小商工業者の皆さんに役立つ制度を大いに作っていただきたいということを重ねて要望しておきたいと思っております。



次に教育長によろしくお願いします。特別支援学級でございます。

お配りさせていただいております、先程の裏側にあります、全国の1つあたりの学級に何人の支援が必要な子どもさんが在籍しているかという一覧表を、学校基本調査の表から作ったものです。岡山県が下の方にあるということ、非常に1学級の子どもさんが多いということなんですね。もう一つの資料を見ていただいたらわかりますように、これ教育委員会にお願いして昨年作っていただいたものなんですけれども、1年生から6年生までが1つのクラスにいるという学級も非常に多くなっています。よその都道府県も同じ基準でやっていると思うんですけども、少ないのになぜ岡山だけがこういう状況になっているのでしょうか、これが疑問でしかたない。先程ご答弁では岡山県の基準においてという話がありました。岡山県の基準として、8人まではいいんだという基準をまさに勝手につくっているんじゃないでしょうか、その点どうでしょうか。

(教育長答弁)

お答えいたします。特別支援学級の学級編成の基準でありますけれども、これは標準法のところに、まず1学級は8人までで編成するという、これが大前提であります。したがって、県といたしましても、8人ということで1学級を編成しているという状況であります。他県と本県が1つの学級に在籍する子どもの割合が異なる、ある程度差が出てくるのは、やはり特別支援学級に入っている子どもの数がどれぐらいいるかということも大きな影響があるんだという風に考えております。以上でございます。

(森脇議員)

質問で示しました文科省の考え方についての内、その中には同学年の児童生徒で編成することが原則と、複式学級の留意点ですよね。これが大前提になっていると私理解するんですけども、その点どうなのでしょう。

(教育長答弁)

標準法等では、先程申し上げましたように1学級は8人までで構成をいたします。さらに、複式学級についての考え方というのは先程議員がおっしゃったような考え方でありまして、この複式学級というのは通常の学級等ともございますので、そういうことを示されております。なお国の方におきまして、特別支援学級等については、子ども達の障害の程度とか、種類とか様々なものがありますので、基本的には子ども達の実態に応じた指導が求められるということで、今おっしゃったような基準はありますけれども、それによるよりも個々のケースによって対応することも可能という風に示されております。以上でございます。

(森脇議員)

留意点の中で、先程私が言った原則があるということは認めていただいたと思うんです。けれども、結局県の基準において、個々に応じたなどいろんな理由をつけて、ちょっとゆがめたやり方になっている。その編成の仕方というのは、そこに在籍する子どもさんにとってどうなのかという判断できちんと行ってほしいと思うんですね。

他学年の子どもが1つの学級に入りますと、先生方も非常に大変です。先日この話も伺ってきました。5学年一緒のクラスでしてね、3つ位のグループに分けてやってるんですけども、あっちに行き、こっちに行き、順番に教えていく、課題はするんだけど、こっちで先生が教えている声も気になる、そ

れでほんとに子どものためになっているのかなという気がするんです。支援員が配置されても、結局学校に配置されているということになってますから、それがそのクラスにきちんと配置されているかどうか、そうじゃないところもあるわけなんですよ。だから、やはり正規の先生を増やして、子ども達にとって一人ひとりのニーズに応じていく、その体制づくりを県がすべき、教育委員会がすべきだと思います。それをやるのが子ども達を大事にしているというメッセージを全ての子どもに発することにもなると思いますので、知事も含めてですね、是非この改善をお願いしておきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。要望です。